

第 3 期計画に向け、検討すべき課題

①第 2 期計画の評価 ～3 つの重点課題から

<第2期計画での考え方>

重点課題の設定(第2期計画書P. 40)

計画の視点に基づく施策の展開は、第5章に示しますが、昨今の社会情勢と、第2章で示した本市における地域福祉の現状を踏まえ、地域という視点で今後、5年間で八王子市が特に解決を図るものを重点課題とします。

重点課題(第4章)

- 【3つの重点課題】の解決を目指す
- ①地域における虐待・孤立化の防止
 - ②地域における社会的弱者の支援
 - ③地域における災害時の要援護者支援

第2期地域福祉計画

【5つの計画の視点】

- ①誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり
- ②地域の相談・支援体制の充実
- ③地域で支えあう意識の醸成と参加のきっかけづくり
- ④地域で支えあう人材の育成・支援
- ⑤地域で支えあうしくみの充実

施策の展開(第5章)

- 【3つの重点課題】の解決を目指す
- ①地域における虐待・孤立化の防止
 - ②地域における社会的弱者の支援
 - ③地域における災害時の要援護者支援

計画の評価(第2期計画書P. 60)

第4章で定めた重点課題は、本市の喫緊の課題として取り組むものです。そのため、特に重点課題に対する取組みについては、進行状況を報告し、意見・評価を反映させながら計画の推進につなげていきます。

計画の推進(第6章)

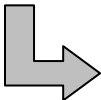
- 【3つの重点課題】に対する取組みを評価
- ①地域における虐待・孤立化の防止
 - ②地域における社会的弱者の支援
 - ③地域における災害時の要援護者支援

①地域における虐待・孤立化の防止

重点課題の設定(第2期計画書P. 40)

町会・自治会加入率の低下など地域交流が希薄化する中で、本市においても平成23年度、孤独死が167件発生しました。孤独・孤立の問題は、単身世帯の増加が一因である一方、他市の状況を見ても、複數人世帯であっても、介護者・保護者が倒れたことにより、認知症高齢者や障害のある子どもなどに支援が至らないという複合的問題を含んでいます。また、認知症高齢者、障害者を含む世帯の孤立は、ネグレクトを含む虐待につながるケースがあります。こうした問題には、民間事業者を含めた地域での見守り体制の構築が不可欠です。

対象者別計画及び本計画の取組み状況(第2期計画書P. 42)



高齢者計画、こども育成計画においては、地域における総合的な支援機関である「高齢者あんしん相談センター、子ども家庭支援センターの充実」を掲げています。また、これらの機関を中心とした「関係機関とのネットワーク機能の充実、連携強化」について取組みを進めています。地域福祉計画では、さらに、地域住民、事業者を含めた形でのネットワークを構築します。また、障害者計画では「障害者ひきこもり対策」の中で、相談事業所を活用することとしています。

<取組状況>

◆地域の身近な支援機関

各分野ごとに、専門的な相談支援機関を設置（網掛け部分は2期計画期間中に増設）。

それぞれの支援機関における市民からの通報件数・相談件数は増加傾向にあり、虐待等の通報・相談先として各相談支援機関の周知が進み、実際に通報・相談に繋がっているためと推測される。

民児協	社協	高齢者福祉			障害者福祉	児童福祉	保健福祉
	拠点	包括	ふらっと	見守り		子家セン	センター
1地区		中野		中野	障害者地域生活 支援拠点 「びあらいふ」 「あくせす」 「待夢」 「サポート多摩」 「八王子地域生活 支援室 高尾」 *障害別に支援を 実施	館	大横
2地区		大横				みなみ野	大横
3地区		子安				みなみ野	大横
4地区		旭町				みなみ野	大横
5地区		中野				石川	大横
6地区		旭町				石川	大横
7地区	石川	左入				石川	大横
8地区	石川	左入				石川	大横
9地区	川口	川口				元八王子	東浅川
10地区	川口	恩方				元八王子	東浅川
11地区	川口	元八王子 もとはち南				元八王子	東浅川
12地区		長房		長房		館	東浅川
13地区		めじろ				館	東浅川
14地区		高尾				館	東浅川
15地区		寺田	館ヶ丘			館	東浅川
16地区		片倉				みなみ野	南大沢
17地区		長沼				みなみ野	南大沢
18地区		堀之内				南大沢	南大沢
19地区		堀之内				南大沢	南大沢
20地区		南大沢				南大沢	南大沢

民児協 … 民生委員児童委員協議会

拠点 … 地域福祉推進拠点(社協)

包括 … 高齢者あんしん相談センター

ふらっと … シルバーふらっと相談室

見守り … シルバー見守り相談室

子家セン … 地域子ども家庭支援センター

→高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等それぞれの分野における支援体制となっており、“介護と子育て”や“認知症とひきこもり”等といった複合的な相談内容については、それぞれの相談支援機関に別箇に相談しなければならない状態である。今後増加するであろう複合的な課題に対し、分野を越えた横断的な取組みが必要となるのではないか。それを実現するためには、分野を横断した包括的な支援体制（ネットワーク）の構築が必要である。

◆情報提供

メールマガジン 子育て支援や支援サービスの利用を促し、児童虐待や産後うつ予防につなげるため、幅広く他所管にわたる子育て支援サービスの情報を“タイムリー”・“きめ細かく”発信する。(内容) ママ・パパへのアドバイス、予防接種スケジュール、授乳やだっこのアドバイスなど

「すすく*はちおうじ(facebook)」 SNSを活用し、“タイムリー”・“視覚的に分かりやすく”発信する。(内容) 市内のイベントや講座、子育てのトピックスなど

	メールマガジン登録者数	Facebook いいね！数
平成26年度	896件	323件
平成27年度	(メルマガ) 3,257件 (モバイル) 5,446件	790件

→ こうしたSNS等を活用した情報提供の仕組みは、福祉の分野では現在児童福祉で実施している。主な対象者が20歳代～30歳代であり、SNS等をよく活用する世代であることもあり、利用が伸びている。

SNS等は、タイムリーに発信することができ、また視覚的に分かりやすく、広報等よりも多くの情報を掲載することも可能である。情報を必要としている人に適切に提供していくため、児童福祉だけでなく、他の福祉の分野でもSNS等多様な情報発信手段の活用を検討していくことが必要である。

◆地域福祉の担い手

ういずサービス(社協) 利用会員登録した高齢者、障害者、ひとり親家庭、産前産後、病気やけが等で日常生活を送るうえで家事援助が必要な方に対し、登録した協力会員によるホームヘルプサービス等を行う(有償)。

高齢者ボランティア・ポイント制度 65歳以上の高齢者が行う介護支援ボランティア活動に対してポイントを付与。このポイントに応じた交付金等を支給することによって、介護予防効果を高め、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。

センター元気 特技を持った高齢者と、それを必要とする個人や団体とを紹介し、仲介する。双方の相談業務に対応することによって、高齢者のいきがいづくりに資する高齢者の様々な活動を支援する。

子育て応援団 子育て中の家庭を地域で見守り、支援するため、子育てに関わるボランティアを育成・支援する。

	ういずサービス (社協)	高齢者 ボランティア・ポイント	センター元気	子育て 応援団
平成25年度	(利用会員) 271人 (協力会員) 253人 (活動件数) 11,543件	(登録者) 1,620人 (受入指定施設等) 159施設、18団体	(コーディネーター) 123人 (講師登録) 535人 (成立) 249件	(登録者) 393人
平成26年度	(利用会員) 303人 (協力会員) 243人 (活動件数) 11,654件	(登録者) 1,974人 (受入指定施設等) 170施設、60団体	(コーディネーター) 158人 (講師登録) 518人 (成立) 234件	(登録者) 440人
平成27年度	(利用会員) 308人 (協力会員) 233人 (活動件数) 12,232件	(登録者) 2,206人 (受入指定施設等) 201施設、68団体	(コーディネーター) 166人 (講師登録) 633人 (成立) 312件	(登録者) 444人

→ 地域福祉の担い手確保・育成については、支援をする側・支援をされる側の対象者によって、複数の制度が設けられており、活動を続けている。活動内容については重複している部分もある。

支援をする側の意欲と質を向上させ、支援をされる側のニーズに的確にこたえていくためには、こうした人材を横断的により有効に活用していけるような仕組みが必要である。

小地域福祉活動団体情報交換会(社協) 小地域での支えあいの仕組づくりについて、既に活動している団体及び関係機関のスタッフと共に、それぞれの活動把握や活動の活性化、地域への啓発活動に資するための情報交換会等を開催(年4回)。

	5月	8月	11月	2月
平成25年度	第7回 (参加) 7団体 (内容) 見守り活動など	第8回 (参加) 7団体 (内容) 社協の計画など	第9回 (参加) 5団体 (内容) 防災と福祉活動など	第10回 (参加) 7団体 (内容) 近況報告など
平成26年度	第11回 (参加) 7団体 (内容) 近況報告など	第12回 (参加) 7団体 (内容) 近況報告など	第13回 (参加) 25人 (内容) 地域包括ケアシステム等	第14回 (参加) 7団体 (内容) 見守り活動など
平成27年度	第15回 (参加) 9団体 (内容) 近況報告など	第16回 (参加) 9団体 (内容) 近況報告など	第17回 (参加) 9人 (内容) 個人情報保護など	第18回 (参加) 8団体 (内容) 近況報告など

→ 町会等を軸とした小地域福祉活動を実施している団体は、現在12団体程(社協把握分)ある。独自に地域で支えあう仕組みを作り、活動を行っている。こうした団体においても担い手の確保は課題となっており、継続的な支援が必要である。

◆民間事業者を含めた地域での見守り体制

民生・児童委員 それぞれ担当地域住民の生活状況を十分に把握するとともに、地域内の福祉増進を図るため、関係行政機関への協力、社会福祉事業施設との連絡を密にし、その機能を助けるなど、民間奉仕者として積極的な活動を進めている。

平成27年度 中核市移行により定数を市独自に設定することが可能になる

平成29年度 民生委員制度 創設100周年

	定数	実数	充足率
平成22年一斉改選	445	431	96.8%
平成25年一斉改選	451	439	97.3%
平成28年一斉改選	452	449	99.3%
平成29年5月	452	450	99.5%

見守り協定事業 地域社会の中で、配達や訪問事業を行う民間事業者と見守りに関する協定を結ぶことにより、日常業務において高齢者等の何らかの異変に気付いた場合に市へ連絡を行い、情報提供を受けた市が関係機関と連携して対応するもの。

地域の高齢者等をゆるやかに見守っていくことで、地域社会からの孤立や孤独死を防止し、安心して生活できる地域づくりを目指す。

	新規締結数	延締結数
～平成25年度	—	15
平成26年度	4	19
平成27年度	3	22
平成28年度	5	27

→ 本市の民生・児童委員充足率は高い水準を維持している。“担い手・後継者不足”との声もあるが、町会・自治会をはじめとする地域団体の協力もあり、現在の体制となっている。また、見守り協定の締結も進んでおり、地域の見守り体制が広がってきている。

支援を必要としている人を早期に発見し、支援のネットワークにつなぎ、早期に対応していくためには、こうした地域での見守り活動を継続していくことが必要である。民生・児童委員の活動支援や、担い手の確保、地域福祉活動をしやすい環境づくりなどが必要である。

<評価> ①地域における虐待・孤立化の防止

「地域における虐待・孤立化の防止」に向け、第2期計画の取組から見えてきた課題

◆相談・支援体制の充実

福祉の各分野における相談支援機関は内容が専門的であり、対象者別・相談内容別となっている。

一方で、社会情勢は刻一刻と変化しており、福祉課題も多様化・複雑化してきた。“介護と子育て”“認知症とひきこもり”等、複合的なケースも増えてきている。そういった課題に対応していくためには、それぞれの専門性を活かしながら、横の連携を深め対応していくしくみが必要である。分野を横断した包括的な支援体制（ネットワーク）の構築が求められる。

◆情報提供の充実

現在、非常に多くの制度やサービスがあり、多くの情報があふれている。一方で、虐待や孤立化が生じる要因として、適切な制度やサービスに結びつきにくくなっている背景がある。「自分が必要としている情報は、どれなのか」を判断するために、情報を分かりやすく、適切に提供していくことが必要である。

また、利用者が情報を入力する手段も多様化している。インターネットやSNSは多世代に普及してきており、市からの情報発信においても、制度やサービスを様々な手段で発信している。利用者が必要な情報を適切に得ることが出来るよう、今後も利用者の状況に応じた情報提供が必要である。

◆地域で支えあうしくみの充実

地域福祉の担い手への支援制度は複数存在するが、それぞれが独立している。支援をされる側のニーズに的確にこたえていくためには、こうした担い手を横断的により有効に活用していけるような仕組みが必要である。

例えば、民生・児童委員の活動への依存は年々増加し、委員一人ひとり負担が大きくなっているにもかかわらず、担い手の確保は年々難しくなっている。市として、民生・児童委員をはじめとした地域福祉の担い手が活動しやすい環境を整え、支援していくことが必要である。

<まとめ>

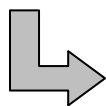
虐待・孤立化の防止は今後も引き続き解決を目指すべき課題である。第2期計画期間においては、そのために市として取組む新たな課題も見えてきた。第3期計画では、行政として相談者を支援するしくみづくりや情報提供の充実、地域福祉の担い手の確保・育成等への更なる取組が必要である。

②地域における社会的弱者の支援

重点課題の設定(第2期計画書P. 40)

要支援・要介護認定者の増加と、身体・知的・精神それぞれの障害者手帳所持者は、増加傾向にあります。判断能力の十分でない方が、適切なサービスを受けられるよう、また、振り込め詐欺や消費者被害に遭うことがないよう、相談機関や専門機関の充実と、当該機関へつなげる利用援助が求められます。

社会経済環境の変化に伴い、経済的困窮や社会的孤立状態にある方をめぐる問題が深刻化しています。生活保護受給者は増加し、さらに、生活保護に至るリスクのある方も増加しています。こうした方を地域において就労に結びつけ、自立に導く支援と早期の把握に努め、必要な支援に結びつける協働のネットワークづくりが必要です。



対象者別計画及び本計画の取組み状況(第2期計画書P. 43)

社会的弱者の支援策として、地域福祉計画、高齢者計画、障害者計画では、「成年後見制度の利用促進」や、それに関わる情報提供や関連団体との連携など「権利擁護事業の充実」を掲げています。さらに、障害者計画では、平成24年4月に施行した「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」とあわせ、社会参加できるまちづくりの実現をめざしています。

地域福祉計画では、対象者別計画には含まれない、生活保護、生活困窮者への支援、ニート、引きこもり状態の若者に対するサポート体制を構築し、支援します。こども育成計画では、重点的な取組みとして、仕事と子育ての両立支援を掲げています。仕事と生活の調和の視点から、家庭の経済的安定を支える「ひとり親家庭、子育て困難家庭の自立支援」、「多様な働き方にあわせた家庭と仕事の両立支援」という就労・雇用の支援の取組みを示しています。

<取組状況>

◆ハード整備

思いやり駐車スペース 障害者や妊産婦、高齢者、一時的にケガをされている方など、長距離移動をするのがつらい方が優先的に使えるもの。現在、市の全施設に設置していることから、民間施設への設置を働きかけている。(市補助あり)

赤ちゃん・ふらっと 子育て中の方が乳幼児と一緒に安心して外出を楽しめるように、授乳やおむつ替えができ、ミルクを作る設備を備えたスペース。民間施設への設置を働きかけている。(市補助あり)

	思いやり駐車スペース	赤ちゃん・ふらっと
平成25年度	(新規)4施設、5か所 (累計)39施設、56か所 (うち、補助)なし	(新規)10か所 (累計)76か所 (うち、補助)医療施設1か所
平成26年度	(新規)2施設、3か所、 (累計)42施設、59か所 (うち、補助)なし	(新規)24か所 (累計)100か所 (うち、補助)子育て支援施設4か所
平成27年度	(新規)2施設、3か所 (累計)43施設、62か所 (うち、補助)なし	(新規)14か所 (累計)114か所 (うち、補助)子育て支援施設2か所

→ 民間施設への設置を促進するためには、制度の周知を積極的に実施することに加え、設置補助を再検討する必要がある。

参考

東京都福祉のまちづくり条例 バリアフリー法では対象外の施設であっても、障害者や高齢者すべての人が円滑に利用できるやさしいまちづくりを推進するため、だれでもトイレの整備などを促進するもの。市で届出を受け付けている。

	公共的施設	日常生活施設	文化・娯楽施設	その他	路外駐車場
平成25年度	0	27	0	4	0
平成26年度	2	20	0	4	0
平成27年度	3	22	0	3	1

◆福祉教育・意識のバリアフリー（ソフト）

学校等への車いす等体験学習（社協） 学校等から要請を受け、児童・生徒を中心に「福祉講話」「車いす体験」「高齢者疑似体験」「点字体験」「アイマスク体験」を実施。また、より多くの体験要望に添えていくため、指導のできる人材を養成し、体験学習を地域に開けたものにし、関わる人々がつながりを持つことが出来るよう支援している。

認知症サポーター養成講座 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で、認知症の方やその家族の応援者を養成。受講者には「オレンジ・リング」を配布。

「八王子市障害者差別禁止条例」 平成28年4月に改正。行政機関における合理的配慮を義務化するなど、障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域の実現を推進。

障害・障害者に対する知識、理解を深めるための職員研修 「障害者差別禁止条例」の主旨、障害及び障害者に対する知識、理解を深めるため、市職員（指定管理者を含む）に対する研修を実施。

	学校等への車いす等 体験学習（社協）	認知症サポーター 養成講座	障害・障害者に対する知識、 理解を深めるための職員研修
平成25 年度	(実施) 129件 (参加) 10,319人		(実施) 2回 (参加) 321人
平成26 年度	(実施) 165件 (参加) 12,564人	(実施) 159件 (参加) 2,942人	(実施) 2回 (参加) 310人
平成27 年度	(実施) 154件 (参加) 13,142人 (サポーター) 7人登録	(実施) 217件 (参加) 5,411人	(実施) 2回 (参加) 339人

→ 自らが直接体験し学ぶことで、意識のバリアフリーを進め、地域福祉活動への参加のきっかけとなることが期待される。多くの方が体験できるよう、実施体制の強化が必要であり、また、現在は小中学校を中心に実施している体験学習を大学・一般向けにもさらに拡大すると良い。認知症や障害に関する研修については、今後も幅広く実施することで、理解を深めていくことが必要である。

◆権利擁護事業

福祉サービス総合支援事業 判断能力が不十分なため、権利侵害を受けやすい認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等の日常生活に不安のある方が、安心して自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を実施。

成年後見活用あんしん生活創造事業 認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等が判断能力の低下により、財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図る。また、平成26年度より、市独自に市民後見人の養成を行っている。成年後見人は財産管理が主な業務であるが、市民後見人は財産管理だけでなく、被後見人の身上監護（見守り）にも力を入れ、地域の力で支援を進めている。

成年後見支援（市長申立） 認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等で、4親等内に申立てる親族がない場合などに、市長が代わりに後見人等の選任を家裁に申立てる。

成年後見支援（成年後見審判請求申立費用・後見人報酬補助金） 成年後見制度の利用が必要であるのに、経済的な問題等で利用することが困難な方を支援するため、申立に係る費用や後見人等報酬について助成を行う。

福祉サービス総合支援事業

	地域福祉権利擁護事業（東社協事業）				財産保全・管理サービス	
	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	高齢者	身体障害者
平成25年度	52件	7件	39件	3件	11件	2件
平成26年度	63件	8件	42件	3件	16件	3件
平成27年度	67件	11件	49件	3件	19件	5件

市民後見人養成 *候補者には、東京都養成者も含む

	基礎講習受講者数	候補者登録数*	受任状況（件/人）
平成26年度	30名	11名	8件/7名
平成27年度	—	36名	7件/6名
平成28年度	13名	33名	9件/8名

成年後見支援

	市長申立		助成	
	高齢者	障害者	高齢者	障害者
平成25年度	20件	3件	7件	0件
平成26年度	13件	4件	11件	0件
平成27年度	8件	3件	4件	1件

→ 現在、社会福祉協議会内に「成年後見・あんしんサポートセンター」を設置し、事業の推進を行っているが、今後は成年後見制度利用促進法に規定する“中核機関”として、行政機関や親族・専門職・市民後見人、各関係機関とのネットワークを強化し、支援体制を強化していく。市民や医療機関、福祉施設等にも制度の周知を行い、幅広く利用を促進することが必要である。

◆生活にお困りの方への支援

子どもの健全育成 貧困の連鎖を防止するため、無料学習教室を実施。これまでは生活保護受給世帯の中学生を対象としてきたが、平成27年度からは児童扶養手当全部支給世帯の中学生も対象とした。現在は生活困窮者自立支援事業に位置付け、中学生の日常生活自立支援、養育支援、教育支援、高校中退予防などを実施。

生活困窮者自立支援 既存の制度では十分に対応できなかった、生活保護に至る前の生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じたプラン作成・自立に向けた支援を行う。

若者自立就労支援 働くことについて様々な悩みを抱えている15歳～39歳位までの若者が就労に向かえるよう、協力事業者の事務所における職場体験など様々な支援を実施。

【八王子若者サポートステーション(サポステ)】①本人・保護者に対する相談支援 ②就職活動セミナー・ビジネスマナー・パソコン講座等セミナーの実施 ③職場体験・職場実習 ④3泊4日の合宿形式による「クリーニング基礎講座」の実施

【若年無業者就労促進事業】サポステの登録者のうち、社会的体験や就労体験などの実体験が不足しているために、就労の意思はあるものの、中々就労に結びつかない若者に対し、就労の経験を積むことが出来る支援付の就労の機会を提供する就労訓練（中間的就労）を行うことにより、社会的自立・就労に結び付けていく。

	子どもの健全育成	サポステ	若年無業者就労促進事業
平成25年度	(対象者)247人 (参加)39人 (進学)31人 (会場)4か所		
平成26年度	(対象者)320人 (参加)51人 (進学)20人 (会場)4か所	(利用者)延2,383人 (登録者)216人 (進路決定)82人	(進路決定)24人 (協力事業者)25社
平成27年度	(対象者)861人 (参加)93人 (進学)35人 (会場)6か所	(利用者)延3,178人 (登録者)412人 (進路決定)125人	(進路決定)52人 (協力事業者)35社

八王子就労サポート 平成26年2月に市役所B階に市とハローワーク八王子が共同で設置。生活保護を受けている方や離職により家賃を支払うことが困難な方などの就労を支援する。窓口にはハローワーク職員（就労支援ナビゲーター）が常駐し、市職員等と連携しながら、各種相談・職業紹介・求人情報の提供を行う。

	相談件数	就職者数	(生活保護世帯数)
平成26年度	1,398件	172名	8,015世帯
平成27年度	1,343件	178名	8,028世帯
平成28年度	1,305件	157名	7,819世帯

参考

受験生チャレンジ支援貸付事業(東京都) 学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料や、高校や大学などの受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行うことにより、将来の自立に向けて意欲的に取り組む子供たちが高校や大学への進学を目指し、受験に挑戦することを支援する事業。高校・大学に入学した場合は、返済免除となる。

		学習塾受講貸付		受験料貸付	
		中学3年生	高校3年生	高校受験	大学受験
平成25年度	貸付決定	254件	72件	156件	88件
	免除決定	241件	79件	156件	88件
平成26年度	貸付決定	237件	71件	158件	90件
	免除決定	237件	69件	158件	88件
平成27年度	貸付決定	233件	81件	163件	109件
	免除決定	230件	81件	160件	107件

→ 生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、市の体制が強化され（生活自立支援課）、支援制度も充実してきた。一方で、様々な制度がありつつも、対象者や内容の違いが分かりにくく、支援を必要としている人に結びつきにくい状況があると考えられる。制度や体制を整理し、一体的・一貫した支援が出来るようにする必要がある。

<評価> ②地域における社会的弱者の支援

「地域における社会的弱者の支援」のため、第2期計画の取組から見えてきた課題

◆ユニバーサルデザインに基づくまちづくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域を目指し、第2期計画においては、公共施設におけるハード整備を進めてきた。思いやり駐車スペースや赤ちゃん・ふらっと等を整備することで、利用しやすい公共施設を目指してきた。今後は、民間施設におけるハード整備を推進する必要がある、制度の周知を積極的に行い、普及・啓発に努めていくべきである。

また、ハード整備だけでなく、情報発信等においてもユニバーサルデザインの考えを取り入れていくことが求められる。

◆地域で支えあう意識の醸成

子どもの頃から福祉に対する意識を醸成するため、小中学校を中心に社会福祉協議会では各種体験学習を実施している。市民が認知症や障害等を知ることで、社会的弱者への理解が一層深まっていく。

社会的弱者の社会参加を促すためにも、こういった取組を継続的に実施し、地域で支えあう意識付けを行うことが必要である。

◆権利擁護事業の充実

認知症や障害等により判断能力が不十分となっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、支援を進めている。地域福祉権利擁護事業等、利用件数が伸びているものもあるが、潜在的な対象者数と比較すると、まだまだ普及が進んでいないと思われる。

各種制度の普及・啓発を進め、利用を促進する必要がある。

◆生活困窮者への支援

経済的・社会的に自立が困難な方を支援し、地域で自立した生活が出来るよう、各種支援制度を設けている。貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯や低所得世帯の中学生・高校生への学習支援等を行ってきた。また、自立を促進するため、就労支援を行っている。

一方で、“ひきこもり”や“ニート”等対象者の定義が難しく、各種支援制度が十分に利用されにくい状況もあると思われる。

“支援を必要としている人”を適切に把握し、そのために必要な支援を検討し、確実に支援に結び付けていくことが必要である。

<まとめ>

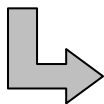
社会的弱者の支援については、東京都福祉のまちづくり条例や成年後見制度利用促進法、生活困窮者自立支援法等整備が進んでおり、福祉サービスの制度は充実してきている。しかし、一方で制度の内容が複雑化し、分かりにくくなってしまっている。市として福祉サービスを分かりやすく情報発信していくことが必要である。

また、社会参加を促進するためには、地域で支えあう意識の醸成が不可欠であり、継続的な活動が求められる。

③地域における災害時の要援護者支援

重点課題の設定(第2期計画書P. 40)

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は、未曾有の被害をもたらし、およそ 1 万 8 千人の死者・行方不明者を出しました。その中には、要援護者の被害も多数報告されています。今後、同規模の震災が首都圏で起こる可能性が指摘されており、避けることのできない自然災害に対し、被害を減らす対策をいかに講じるかが重要となります。そのためには、地域による支援体制の構築と、前提となる日頃からの地域とのつながりを、支援する側、される側、双方から発信する必要があります。



対象者別計画及び本計画の取組み状況(第2期計画書P. 43)

市の全体計画では、災害時要援護者を高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児、外国人と定義しました。このうち、特に一人での避難が困難とされる高齢者、障害者（難病患者含む）については、「災害時要援護者避難支援地域実施マニュアル」に基づき、各計画で、要援護者一人ひとりの支援の方法を記した「避難支援プラン（個別計画）」を作成するとしています。さらに、障害者計画では、避難所及び二次避難所（福祉避難所）の整備拡充を検討課題としています。

◆支援を必要としている人へ

在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業 災害時、とりわけ緊急性・特殊性の高い在宅の人工呼吸器使用者に対し、個別支援計画を作成し、災害時の被害を最小限にとどめる。

障害別避難支援マニュアル策定 障害者支援者や当事者向けの各避難支援マニュアルを作成。災害時に自力で避難が困難な障害者の特性を障害別に理解し、態様に応じた円滑な避難・支援方法の周知を図る。

	在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業	障害別避難支援マニュアル策定
平成25年度	(策定件数) 30件	
平成26年度	(策定件数) 25件	(作成) 8,000部 (配布)町会・自治会等へ4,000部
平成27年度	(策定件数) 25件	(作成) 23,000部 (配布)障害者支援事業所・特別支援学校等へ12,000部

◆地域で支える仕組み

地域における災害時要支援者支援体制の構築 災害時、自力で避難することが困難な方に対し、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けを、地域の中で速やかに安全に行うための仕組み（地域支援組織）。また、避難行動要支援者名簿を整備し、市役所本庁舎・市民部各事務所・市立小中学校へ配備。

自主防災組織運営 主に町会・自治会、マンションの管理組合が母体となる、自主防災組織の新規結成促進を図るとともに、結成団体に対して活動用資器材を交付し、活動の活性化を促すことで、共助体制の強化を図り、地域防災力向上を目指す。

	地域における災害時要支援者支援体制の構築		自主防災組織運営
	地域支援組織*市把握分	避難行動要支援者対策	
平成25年度	(結成) 3団体、計12団体 (覚書) 2団体、計8団体	(配備)本庁舎・事務所に町丁目別名簿	(新規) 13団体 (総数) 391団体
平成26年度	(結成) 0団体、計12団体 (覚書) 0団体、計8団体	(配備)本庁舎・事務所に町丁目別名簿、小中学校に学校区別名簿	(新規) 6団体 (総数) 397団体
平成27年度	(結成) 0団体、計12団体 (覚書) 0団体、計8団体	(配備)本庁舎・事務所に町丁目別名簿、小中学校に学校区別名簿	(新規) 9団体 (総数) 406団体

参考

長房団地における見守り活動【支えあいネットワーク事業】 災害時の支援を目的としているが、普段から緩やかな見守りを行うことで、孤立などの問題を早期に発見し、必要な支援につなげている。地域住民が“協力員”として要援護者の見守りを行っている。

年度	長房の成果※ ¹	市内の孤独死件数※ ²
平成25年度	5件(5%)	100件/180件(56%)
平成26年度	0件(0%)	125件/202件(62%)
平成27年度	3件(3%)	104件/214件(49%)

※¹死後2日目以降に発見された件数 ※²死後2日目以降に発見された件数/市内の孤独死件数

→ 災害時要支援者は、その対象者の状況により必要な支援が異なる。対象者に応じた対応方法を検討し、当事者だけでなく、支援者にも対応方法を周知する必要がある。また、地域で支える仕組み（自主防災組織等）との一体的な実施が必要である。

◆災害への備え

防災意識の啓発 防災分野の専門講師による講演会や防災に関わる研修会などを開催することにより、市民の防災意識向上を図る。平成26年度からは“防犯・防災フェア”として開催。

		参加者数
平成25年度	防災講演会（いちょうホール）	567人
平成26年度	防犯・防災フェア（八王子駅南口）	約2,000人
平成27年度	防犯・防災フェア（八王子駅南口）	2,000人

災害ボランティアリーダー養成事業(社協) 八王子でも被災時には多くのボランティアが支援に駆けつけることが予想され、その取りまとめ役となるボランティアリーダーの養成が求められており、養成講座の開催や市の総合防災訓練に参加し、災害ボランティアセンター立上げ訓練等を行っている。

	災害ボランティアリーダー登録者数
平成25年度	102人
平成26年度	104人
平成27年度	112人

→ 第2期計画策定後現在に至るまで八王子市内において大きな災害等は発生していないが、防災の意識付けや、災害に備えた活動は平常時から継続的に行う必要がある。防災意識の啓発では“防犯・防災フェア”の会場を八王子駅南口（サザンスカイトワー八王子東側広場）とすることで、参加者が増加した。福祉分野における防災活動についても、こうした機会を十分に活用することで、有効的に普及・啓発する必要があると考える。

災害ボランティアリーダーの養成については、講座や市総合防災訓練への参加を行っているが、今年度は、実際に発災した場合に災害ボランティアセンターとなる予定であるサイエンスドームでの訓練を予定している。今後も担い手の確保・育成が必要である。

<評価> ③地域における災害時の要援護者支援

「地域における災害時の要援護者支援」のため、第2期計画の取組から見えてきた課題

◆地域で安心して暮らすために

“災害時要支援者”には、高齢者、介護の必要な方、障害者、妊産婦などが含まれ、対象者によって必要な支援は異なるため、それぞれの要支援者に合う支援方法を検討する必要がある。

災害時要支援者は一人での避難が困難であり、具体的支援方法を関係機関や地域で共有することが重要である。地域での支えあいについては、“災害時だけのサポート”ではなく、“平常時からの見守り”等が必要である。平常時からの見守り等は、防災だけでなく防犯や虐待・孤立化の予防にもつながる。「災害時に備えた、平常時からの支援」を促進する必要がある。

◆人材の育成・支援

東日本大震災から6年以上経過し、“震災の風化”が懸念されている。災害はいつ起こるか分からないものであるため、常日頃からの取組が必要である。そのために、市民への動機付けを行い、広く喚起することで意識の醸成を図っている。

また、近年では“災害ボランティア活動”が定着しつつあり、発災時には全国から支援者が集まることが想定されている。こうした場合に備え、集まったボランティアを取りまとめることが出来る災害ボランティアリーダーの育成が必要となる。

<まとめ>

災害時要援護者支援についての取組は、“災害時に特化”したものではなく、“平常時から継続的に行っていく”必要がある。また、普段の見守り等が災害時に効力を発揮することもある。

要支援者ごとに必要な避難方法等を検討するとともに、平常時からの取組を促進することが必要である。